

本人・親族申立における申立費用の助成について

姫路市では、収入や資産等の状況から、後見・保佐・補助開始の申立費用を負担することが困難と認められる方に対して、助成を行っています。

1 助成対象者 … 下記の【対象要件ア】及び【対象要件イ】のいずれにも該当する者

【対象要件ア】 次のいずれかに該当する者

- (1) 姫路市が老人福祉法に基づき措置した者
- (2) 姫路市が実施機関として生活保護法に基づき保護を行っている者
- (3) 姫路市の介護保険の被保険者
- (4) 精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持している者
- (5) 姫路市において障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスを利用し、又は利用しようとする者

【対象要件イ】

- (1) 活用できる資産や貯蓄等が乏しく、申立費用の助成を受けなければ、成年後見制度の利用が困難な状況にある者



申立費用の助成申請を行う時点で、助成対象者の資産（預貯金・現金など）から今後必要となる3ヶ月分の生活費と申立に係る費用を必要経費として確保した上で、不足する場合に対象とします。

※ 詳細は、P2「3 助成額の計算方法」を参照

《留意点》

※姫路市以外の市区町村又は団体から同様の助成を受けられる場合は、対象となりません。

※他市から姫路市の住所地特例施設に入所等している場合は、原則対象外となります。

助成対象者に該当するかどうか不明な場合は、市（P4-8参照）へお問い合わせください。

2 助成対象経費

助成の対象となる経費（実費）は次のとおりです。

- (1) 申立手数料
- (2) 登記手数料
- (3) 郵便切手代
- (4) 診断書作成料
- (5) 鑑定料（※上限10万円）
- (6) 戸籍謄本など申立書の添付書類の取得費用

※専門職等の代行費用や書類作成費用は含みません。

3 助成額の計算方法

- (1) 助成対象者の資産の考え方

- ・助成申請が申立前の場合… 後見開始等申立書の「財産目録」上の現金・預貯金等の金額
- ・助成申請が申立後の場合… 後見人等が家庭裁判所に提出した就任時報告の「財産目録」上の現金・預貯金等の金額

(2) 助成対象者の生活費の考え方

- ・助成申請が申立前の場合… 後見開始等申立書の「収支予定表」に記載の定期的な支出の金額 → 支出3ヶ月分を必要経費とみなします。
- ・助成申請が申立後の場合… 後見人等が家庭裁判所に提出した就任時報告の「収支予定表」に記載の定期的な支出の金額 → 支出3ヶ月分を必要経費とみなします。

A： 助成対象者の資産から、今後必要となる生活費（3ヶ月分）を確保した上で、申立費用に不足する額

又は

B： 助成上限額

のうち、少ない金額を助成します。

〈具体例〉

資産… 預貯金 360,000 円 + 現金 70,000 円 = 430,000 円（財産目録記載額）

生活費… 120,000 円（収支予定表記載額）× 3 月 = 360,000 円

申立費用… 保佐開始（代理権・同意権付与）

申立手数料 2,400 円	登記手数料 2,600 円	郵便切手 4,000 円
診断書料 10,000 円	戸籍等取得料 3,600 円	鑑定料 130,000 円

↓

【鑑定料なしの場合】 申立費用 22,600 円

430,000 円 - 360,000 円 - 22,600 円 = 47,400 円 → 助成対象外

【鑑定料ありの場合】 申立費用 152,600 円

A： 430,000 円 - 360,000 円 - 152,600 円 = ▲82,600 円

鑑定費用は上限 10 万円のため、申立費用の助成上限額は、

B： 22,600 円 + 100,000 円 = 122,600 円

↓

AとBを比較すると、Aの方が少ないため、助成額は 82,600 円となります。

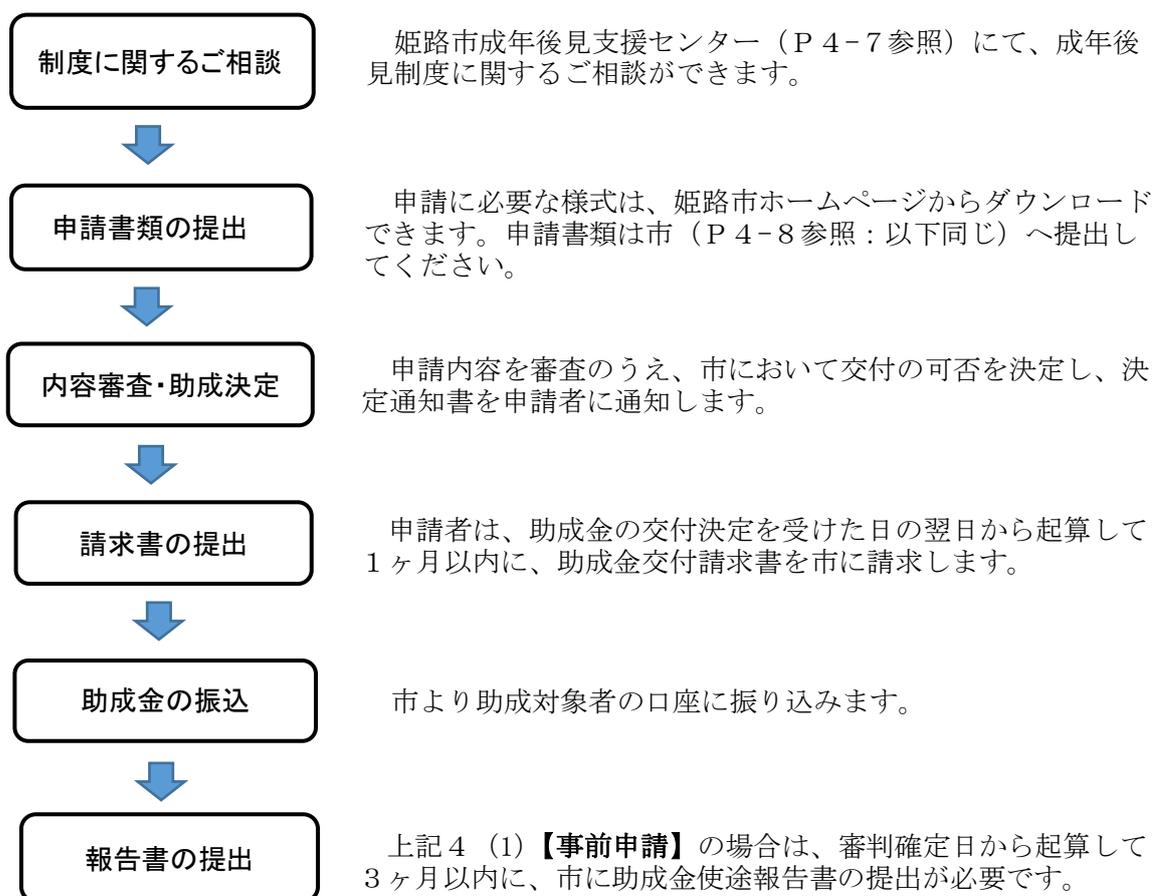
4 申請期間

2

申請期間は下記のいずれかです。

- (1) **【事前申請】** 後見開始等の申立を行う前に申請する場合
 ※申立にかかる費用の金額が確定している場合のみ事前申請ができます。
 詳細については、市（P 4-8 参照）へお問い合わせください。
- (2) **【事後申請】** 後見開始等の申立を行った後に申請する場合
 ⇒ 審判確定日から起算して **6ヶ月以内**に、申請書の提出が必要

5 助成金交付申請手続きの流れ



6 申立費用助成金交付申請に必要な書類

書類・資料の名称		事前申請	事後申請
①	姫路市成年後見制度利用支援事業（申立費用）助成金交付申請書（様式第1号）	○	○
②	通帳の写し（①表紙、②見開き、③財産目録に記載の時点から最新記帳の残高が確認できるページ）	○	○
③	現金残高、出納状況などが分かる書類の写し【該当する場合のみ】	○	○
④	資産状況が分かる書類の写し（財産目録等）	○	○
⑤	生活費等の支出が分かる書類の写し（収支予定表等）	○	○
⑥	申請者と対象者との関係が分かる書類の写し（戸籍謄本・住民票等） 【※申請者が本人の場合は不要】	○	/
⑦	申立てに要する又は要した費用が分かる書類の写し（請求書・領収書等）	★	○
⑧	後見開始等審判の申立て書類一式の写し	/	○
⑨	後見開始等の審判書謄本の写し	/	○
⑩	登記事項証明書の写し	/	○
⑪	家庭裁判所が発行する未使用切手の返還書の写し	/	○
⑫	身分確認書類の写し（介護保険者証、障害者手帳、被保護証明書等）	○	○

★後見開始等の申立前に行う事前申請は、申立にかかる費用の金額が確定している場合にのみ可能です。

※その他必要な書類がある場合は、別途提出を依頼することがあります。

7 成年後見制度に関するご相談先

〒670-0955 姫路市安田三丁目1番地 姫路市総合福祉会館2階
 姫路市成年後見支援センター（社会福祉法人 姫路市社会福祉協議会）
 電話 079-262-9000 FAX 079-262-9001

8 申請先、お問い合わせ先

申立費用の助成金を申請される場合は、下記の申請先へ郵送または持参にてご提出ください。

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地

- ・被後見人等が65歳以上の場合
 高齢者支援課 電話 079-221-2451 FAX 079-221-5890
- ・被後見人等が65歳未満の場合
 障害福祉課 電話 079-221-2309 FAX 079-221-2374

※被後見人等のサービス利用等の状況により、担当課が異なる場合がありますので、不明な場合はご確認をお願いします。